

提案基準⑨ 医療施設

医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

1. 当該施設の設置及び運営が、国の定める基準に適合するもので、本市における医療施策の観点から支障がないことに関して、関係部局の確認がとれたものであること。
2. 診療所又は助産所を建築する場合においては、既存集落内で行われるものであること。
3. 当該開発行為等が、本市の総合計画、都市計画等の実現に支障を及ぼさないものであること。
4. 当該施設の敷地が接する前面道路は、次のとおりとする。
 - (1) 敷地面積が1,000㎡以上の場合にあつては、幅員が9m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が6m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員9m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
 - (2) 敷地面積が1,000㎡未満の場合にあつては、幅員が6m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの一定区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が4m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員6m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
5. 当該施設の排水は、公共用水域に放流できるものであること。
6. 区域内には、1ha未満の区域面積においては敷地面積の20%以上、1ha以上の区域面積においては敷地面積の35%以上の緑地を確保すること。
7. 神奈川県と病床整備に関する事前協議を必要とするものにあつては、その協議が終了していること。
8. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 基準1の「本市における医療施策の観点から支障がないことに関して、関係部局と調整がとれたもの」とは、医療施策担当部局と調整済みであり、医療法に基づく許可を要するものにあつては、神奈川県保健医療計画に適合するものであること。
神奈川県及び本市の医療施策担当部局は、次のとおりである。
神奈川県 : 保健福祉部 地域保健福祉課
 : 大和保健福祉事務所 管理課
大和市 : 健康福祉部 健康づくり推進課
- (2) 基準2における「既存集落内」とは、提案基準⑨（既存宅地）の基準の内容及び審査上の留意点に準じるものをいう。
- (5) 基準3に関して、都市計画施設の計画区域を含むものにあつては、将来の施設整備に支障とならない計画であるものを取扱う。
- (6) 基準4における「所定の道路」とは、車両（軽自動車以上）が2方向以上に分散、待機及び迂回ができる幅員6m以上の道路をいう。
- (7) 基準4.(2)における「一定区間」とは、敷地から所定の道路まで、概ね120m以内の区間をいう。